

岩手県監査委員告示第19号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 県南広域振興局農政部一関農林振興センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成29年5月24日及び同月25日

(2) 本監査実施日 平成29年7月11日

3 監査結果の公表の日 平成29年9月5日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用車使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、所属内の共有フォルダに非常勤職員の旅行命令に係る私用車使用届出簿を整備し、複数の職員が常に情報を共有しながら、最新の内容であるか確認するなど、組織におけるチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めることとした。